

長浜市告示第133号

長浜市妊婦支援給付金支給要綱（令和7年長浜市告示第176号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

長浜市長 浅見 宣義

第4条第1項中「妊婦給付認定申請書・ながはま出産応援ギフト支給申請書兼請求書」を「妊婦給付認定申請書」に改める。

第7条第1項中「お子様の数の届出書・ながはま子育て応援ギフト支給申請書兼請求書」を「胎児の数の届出書」に改める。

第8条第3項中「令和6年度出産・子育て応援給付金（令和6年度の予算における国の妊娠出産子育て支援交付金を財源として支給される給付金であって、市町村（特別区を含む。）から、妊娠から出産及び子育てまでの支援の観点から支給されるものをいう。以下この項において同じ。）の支給を受けた場合又は」及び「令和6年度出産・子育て応援給付金又は」を削る。

様式第1号を次のように改める。

妊婦給付認定申請書

（妊婦のための支援給付による妊婦支援給付金）

長浜市長 あて

申請日	年	月	日
-----	---	---	---

妊婦給付認定の資格を有するため、妊婦給付認定の申請をします。

1.申請者(妊婦本人)

ふりがな		年齢		職業	
氏名					
個人番号		日中連絡先			
現住所					
居住地	(現住所と異なる場合のみ記載)				
妊娠届出日	年	月	日	妊娠月数	か月
妊娠届出時点の 住所地	(現住所と異なる場合のみ記載)				

※妊娠月数について、既に出産や流産している場合は、それらが確認された日を記載してください。

2.妊娠に関して診断を受けた医師等の情報

医療機関の 名称		医療機関の 電話番号	
医療機関の 所在地			
診断した 医師の氏名			

3.妊婦支援給付金の支給(いずれかの口にチェックし、請求額を記入。)

妊婦支援給付金（1回目）の支給（50,000円）を、裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、

希望します。また、他の市町村で、1回目の支給（50,000円）を受けていません。

既に他市町村で1回目の支給（50,000円）を受けています。

[支給市町村の名称：]

希望しません。

請求額（1回目）	円	※他市町村支給済または希望しない場合は0円
----------	---	-----------------------

裏面も必ずご確認ください（振込先口座、誓約・同意事項）

4.振込先口座(1の申請者の口座を記入)

下欄に記入し、振込先金融機関の口座確認書類を添付してください。請求額0円の場合は記入・添付不要です。

金融機関名	銀行 信用金庫 ()				支店名	本店(所) 支店(所) 出張所			
	金融機関コード					支店コード			
分類	1 普通	2 当座	口座番号						
口座名義人(カタカナ)									

※ ゆうちょ銀行を選択される場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)をご記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※ 事情により口座をお持ちでない方はお問い合わせください。

【誓約・同意事項】

妊婦支援給付金の支給を希望する場合は

下記の全ての項目を確認し、□にチェック(✓)してください。

以下、全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市町村、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報(妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)等で活用するアンケート結果等)について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- ② 妊婦支援給付金の支給状況等について、他の自治体に確認することに同意します。
- ③ 妊婦給付認定後に長浜市外に転出した場合、長浜市の妊婦支援給付認定が取り消されることに同意します。(取消により長浜市から支給を受けていない妊婦支援給付金がある場合には、転出先の市町村で再度認定を受ける必要があります。)
- ④ 妊婦支援給付金支給後、本申請書の記入事項について虚偽があることが判明した場合や二重受給が発覚した場合には、妊婦支援給付金を返還します。

本申請の内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名

提出書類(必須)

※提出書類を確認し、□にチェック(✓)してください。

- 妊婦給付認定申請書(本書)
※必要事項をご記入ください。
- 妊娠中の方へのアンケート
- 申請者本人確認書類の写し ※提示による確認も可とする。
※運転免許証、マイナンバーカード(表面)、旅券等の写しを添付してください。(いずれか1点)
- 受取口座を確認できる書類の写し
※受取口座は、申請者の名義のものに限ります。
※通帳、キャッシュカード等の受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しを添付してください。(いずれか1点)

【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。

(チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。)

様式第5号を次のように改める。

胎児の数の届出書

（妊婦のための支援給付による妊婦支援給付金）

長浜市長 あて

届出日	年	月	日
-----	---	---	---

1.申請者(妊婦本人)

ふりがな		生年月日	
氏名		年	月 日
現住所	〒	日中連絡先	

2.妊娠したこどもの人数(胎児の数)

人

3.妊娠に関して胎児の数の確認を受けた医療機関の情報

医療機関の名称		医療機関の電話番号	
医療機関の所在地			
診断した医師の氏名			

4.妊婦支援給付金の支給(いずれかの口にチェックし、請求額を記入。)

妊婦支援給付金（2回目）の支給（胎児の数×50,000円）を、裏面の【誓約・同意事項】に誓約・同意の上、

 希望します。また、他の市町村で、2回目の支給を受けていません。 希望しません。

請求額（2回目）

円（胎児の数×50,000円）

5.振込先口座(1の申請者の口座を記入)

下欄に記入し、振込先金融機関の口座確認書類を添付してください。

金融機関名	銀行 信用金庫 ()				支店名	本店(所) 支店(所) 出張所			
	金融機関コード					支店コード			
分類	1 普通	2 当座	口座番号						
口座名義人(カタカナ)									

※ ゆうちょ銀行を選択される場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号（7桁）」（通帳見開き下部に記載）をご記入ください。

※ 長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※ 事情により口座をお持ちでない方はお問い合わせください。

裏面も必ずご確認ください

【誓約・同意事項】

妊婦支援給付金（２回目）の支給を希望する場合は

下記の全ての項目を確認し、□にチェック（✓）してください、

以下、全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

- ① 妊娠中の身体的、精神的及び経済的な負担の軽減のための総合的な支援に必要となる場合には、市、他自治体、医療機関、相談支援関係機関等が把握した情報（妊娠状況や妊婦健康診査受診状況、伴走型相談支援等で活用するアンケート結果や子育てガイドの内容等）について、必要に応じて相互に確認・共有することに同意します。
- ② 妊婦支援給付金の支給状況等について、他の自治体に確認することに同意します。
- ③ 妊婦支援給付金支給後、本申請書の記入事項について虚偽があることが判明した場合や二重支給が発覚した場合には、妊婦支援給付金を返還します。

本申請の内容に相違ありません。

年 月 日 申請者氏名 _____

提出書類（必須）

※提出書類を確認し、□にチェック（✓）してください。

- 胎児の数の届出書（本書）

※必要事項をご記入ください。

- 申請者本人確認書類の写し ※提示による確認も可とする。

※運転免許証、マイナンバーカード（表面）、旅券等の写しを添付してください。（いずれか1点）

- 受取口座を確認できる書類の写し

※受取口座は、申請者の名義のものに限ります。

※通帳、キャッシュカード等の受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写しを添付してください。（いずれか1点）

- （母子健康手帳交付前に胎児が出産に至らなかった場合）
妊婦給付認定用診断書（胎児心拍の確認及び妊娠していた胎児の数を証明するもの）

【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。

（チェック漏れや添付書類の不備がある場合、給付を受けられません。）

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月31日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の施行の際現にある改正前の長浜市妊婦支援給付金支給要綱に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。
(長浜市出産・子育て応援給付金支給要綱の廃止)
- 3 長浜市出産・子育て応援給付金支給要綱（令和5年長浜市告示第30号）は、廃止する。
(経過措置)
- 4 この要綱の施行の日前に前項の規定による廃止前の長浜市出産・子育て応援給付金支給要綱（以下「旧要綱」という。）第5条又は第9条の規定によりなされた申請及び旧要綱第6条又は第10条の規定に基づき支給決定を受けた給付金については、なお従前の例による。